

19世紀末中国の反キリスト教暴動とイギリス (1891-1894年)

小 林 隆 夫

はじめに

本論においては、1890年代前半に長江中流域（揚子江流域）で拡大した反キリスト教暴動に対するイギリスの政策とそれに付する問題を取りあげる。キリスト教宣教師の中国における伝道活動が公認されたのは、1858年調印の天津条約においてである。以後、中国におけるカトリック及びプロテスタント両伝道団体による活動は宣教師の数および活動範囲において拡大の一途をたどり、中国民衆の改宗者も増加する一方で土着の信仰や慣習との対立も招き、仇教運動すなわち反キリスト教暴動も頻発するようになった。主な暴動・反乱としては、1865年の四川省事件、1868年のイギリス人プロテスタント宣教師が襲撃された揚州教案、そして最大規模のものとしては1870年の天津教案があり、フランス天津領事及び秘書、10人の修道女、2名の神父、2名のフランス領事館員、2名のフランス人、3名のロシア人および30人以上の中国人信者の殺戮と英仏系教会の焼き討ちが起こった。

これらの反キリスト教暴動はその後も途絶えることがなく、1890年代における広範な反キリスト教暴動においては、イギリスを始めとする欧米各国政府は自国の宣教師の活動を保護することが困難になった。東アジアにおいて欧米列国中最大の通商利権を有していたイギリスにとって、これら反キリスト教暴動の拡大は、自由貿易をさらに推進するうえで複雑な問題を提起した。というのは、自由貿易の拡大には中国政府の安定が不可欠であったが、イギリス政府は中国の内外政を不安視していたからであった。まず外政面では、中国は朝鮮・琉球における宗主権をめぐる日本と険悪な関係にあり、次に内政面では、中国政府の全国統治力の低下が顕在化しつつあった。中国政府の全国統治力の弱さはすでに1850年代に生じた太平天国の乱以降イギリス政府の痛感するところとなり、この乱の鎮圧後、イギリス政府は中国に対する強引な武力干渉を控え、中国政府に穏やかに影響力を行使し、中国に利害を持つ欧米列国と協調して中国の近代化と安定を漸進的に進める政策へと転換していた¹。中国の内政に過度に干渉することは、

中国皇帝ならびに中国政府の権威を弱め、中国の分裂を招くと判断されたのであった。このいわゆる「協力政策」はイギリス臣民の生命資産に危険が及ばない限り、安易な武力干渉を行わないことを前提としていた。さらにイギリス政府は1880年代後半以降、ヨーロッパ列強、とりわけロシアの東アジア進出を中国貿易及びインドの安全保障上の脅威と捉え、中国との友好を強化する方針を強めていた。そのようなイギリスの中国政策の流れの中で、1890年代に起こった反キリスト教暴動はどのような意味を持っていたのであろうか。

1890年代の反キリスト教暴動が特に注目されているのは、その延長線上に1900年に勃発した義和団事件があることである。義和団事件は反帝国主義運動的性格を帯びていたとされるが、果たして、イギリス政府は1891年の暴動開始時点において、欧米列国の利益全体を脅かしかねない中国全土にまたがる組織的排外暴動の開始とみなしていたのか、あるいは単なる大規模な反キリスト教暴動とみなし、反英ないし全般的排外暴動とは認識していなかったのか。いずれの場合にせよ、イギリスにとっては、通商の拡大と安定的維持のために中国政府と良好な関係を維持は不可欠であった。さらに宣教師保護のためとはいえ、強引に武力干渉することは中国政府をかえって弱体化させ、英中関係を損なう恐れにつながったのである。しかし、反キリスト教暴動が拡大すれば欧米列国政府との協力も必要になるが、列国中最大の利権を持つイギリスにとっては協力の拡大は自らの主導権の低下につながる懸念もあった。

このように1890年代反キリスト教暴動におけるイギリスの対応は、19世紀末に向かうその政策に重大な変更がなされる要因を含んでいたのかどうかをめぐって注目すべき点が多い。もっとも中国における欧米宣教師の活動を分析した研究は多いものの²、イギリスの中国政策の視点から反キリスト教暴動を分析した研究は意外と少なく、専門的なものとしては管見の限りでは、E. ウィール (Edmund S. Wehrle) による『イギリス、中国と反宣教師暴動 1891～1900年³』が見受けられるのみである。ウィールは、19世紀中国においてレッセフェールを採用していたイギリスは、宣教師の活動といえども概して制約しなかったと結論している。イギリスの反キリスト教暴動への対応には、上述のような特徴があったと考えられるが、1890年代前半の排外暴動におけるイギリスの政策には、このような要素がどこまで反映されているのかが、本論の主要な分析点となる。

1. 1890年代仇教運動（反宣教師運動）・排外暴動の背景

排外暴動の勃発に触れる前に、その背景となる中国におけるキリスト教の主な伝道団体利とその活動について述べておく。中国政府がキリスト教伝道を認めたのは1858年調印の天津条約においてであったが、以後欧米伝道団体の数は着実に増加し、1858年における宣教師は81名で南部4省に居住していたのに対し、1890年代には1296名、そして1900年までには2818名を数え、うち半数以上がイギリス人であった。そして1890

年までに湖南省をのぞくすべての省に居住し、布教所数も1881年の132カ所から1900年には498カ所へと拡大した。中国内陸伝道団 (China Inland Mission) は最大の伝道団体で1900年までに784名が福音活動に従事して中国人の偶像崇拜習慣を批判し、その結果、中国人から攻撃を受けた。次いで大きな英国教会伝道教会 (Church Missionary Society) はイングランド国教会と緩やかに連携し、中国南部沿岸地帯および揚子江流域でかなりの活動を繰り広げ、1900年までに中国全体で189名を数えた。福音宣教教会 (Society for the Propagation of the Gospel in Foreign Parts) はイギリス国教会の伝道組織で宣教師は1900年には21名のみであったが教養が高く、イギリス政府と密接な関係を持っていた。ロンドン宣教教会 (London Missionary Society) は会衆派教会の代理機関で1900年に120人の活動員を持ち、はじめ南中国で活動を開始したが、中央、そして北中国へも活動範囲を広げた。そのほか、メソジスト監督教会派伝道教会やバプティスト伝道教会も福音活動を行った⁴。

宣教師と中国人間の摩擦の原因について、コーエン (Paul Cohen) は次のように分析している。①宣教師が福音に強固な信念を持ち、中国の土着の習慣を無視し拒絶したこと、そして西洋人の精神的優越性が中国民衆のあいだに深い反発心を生んだこと。②女性も伝道の使命を担い、1900年においてプロテスタント系宣教師の半数が独身女性ないし宣教師の妻であり、彼女らは中国に赴任後に中国の知識を得たため、現地の人々の行動の基準を理解できず、それゆえ異教徒ないし悪魔として片づける傾向が強かったこと。③宣教師が唱えた西洋の新しい価値体系が、中国の知識階級や官僚の間に強い反発を生み出したこと。④特に宣教師は唯一神としてのイエスの存在を強調して中国皇帝の神としての存在を疑問視したこと。⑤その論理的帰結として彼らは先祖崇拜を拒否して、子として祖先を敬うべきであるとする儒教的価値観を非難し、キリスト教への改宗者の村の祭りへの参加を禁止して、農村共同体の慣習を攻撃したこと。⑥彼らの未熟な中国語の方言のために、崇高な神の言葉のメッセージ性は失われ、注釈なしの説教が混乱を招くというおまけがついたこと。

このような宣教師の福音活動は中国人の間に改宗者を増やすとともに、反発をも高め、各地に反キリスト教的印刷物がばらまかれた。これらの印刷物は、キリスト教徒はイエスという大悪魔を崇拜し、イエスは邪悪な人生を送ったがために処刑されたと記し、また、宣教師についても、彼らは睡眠中に現れて婦女子の目玉をくりぬいて貴金属をつくる、妊産婦を拉致して胎児を取り出す、さらに青年男女の体は麻薬の精製のために求められているなどとの虚言を弄した⁵。

2 暴動の発生とイギリス政府の初期対応、1891年

1891年5月14日、イギリス駐清公使ワルシャム (Sir J. Walsham) は蕪湖において反キリスト教暴動が発生したこと、次いで6月6日、宜省領事ガードナー (Christopher

Gardner) が、無錫で暴動が発生し、中国税関雇用のグリーン (Mr. Green) とウェスリー派宣教師のアーゼント (Mr. Argent) が殺害されたことを報告した⁶。さらに6月10日には暴動でフランス人宣教師の資産が破壊されたことが報告され、ついには6月21日に、ワルシャムは暴動が揚子江流域へ拡大する不安を表明した。もっともワルシャムはこの時点においては、中国政府が首謀者2名を処刑し、勅令を發布して反宣教師暴動を非難する措置をとるなどして対応していること、さらには上海に強力な英仏海軍が展開しているという理由などから、事態をそれほど深刻視していなかった⁷。ところが暴動は鎮静化するどころか、広州においては反キリスト教的張り紙が各地に出現した⁸。8月5日には福州においても暴動が勃発する可能性が報告され、さらに9月15日には宜省において暴動が発生した⁹。

イギリス政府をさらに困惑させたことは、北中国においても宣教師が攻撃の対象となったことであった。9月15日、吉林省牛荘において宣教師グレッグ (Mr. Greig) に対する吉林総督衛兵の暴行事件が発生した¹⁰。南中国における反宣教師運動の勃発と拡大、そして北中国における暴行事件の発生は、イギリス政府をして中国全土において排外暴動が同時に発生し拡大しているという不安を与えたのである。

暴動発生時のイギリス政府は、保守党のソールズベリ (Lord Salisbury) が首相と外相職を兼任していた。ソールズベリの初期対応は、中国政府に暴動の鎮静化の責任を求め、さらに外国人保護と被害者への賠償支払いを要請するものであった。実際、中国政府はイギリス政府の要請に応じ、中国皇帝の布告を通して地方当局へ外国人の保護と首謀者の逮捕に努めているように思われた。そしてソールズベリも中国政府の迅速な対応を評価する姿勢を示していた¹¹。しかし問題は暴動が拡大し続けたことである。この非常事態において、暴動発生地域を管区とするイギリス領事たちは、イギリス艦隊への現場への出動要請を要請した。さらに暴動の対象がイギリス人のみでなく諸外国の宣教師にも広がると、ドイツ政府もまたイギリスに砲艦による保護を要請するようになった¹²。

こうした事態の展開はイギリス政府に対して以下の課題を突きつけた。それは、広域化する暴動に対して、楽観論は消え去り、中国沿岸部に駐留するイギリスの砲艦が不足していることが明らかになったことである。その結果、宣教師の内陸における伝道活動の保護のために砲艦の派遣を求める領事たちの声に困惑したイギリス海軍省は、軍艦の接近できない地域のような、条約港以外における宣教師の活動の自制を政府へ求めるようになった¹³。イギリス海軍単独では自国民保護に対応できないとすれば、それを補う手段は列国が共同干渉することであった。この点において列国の判断は異なり、フランス政府は強硬干渉を、独伊政府はイギリス政府の判断に追従する方針を表明し、ロシア政府のみ判断を保留した。最後に、中国政府に対する圧力の強化が却って排外暴動を強めかねないという危惧があった。それは中国政府の全国統治能力に関する不信の裏返しでもあった。事実、中国各地に駐在する領事たちは、地方官僚が中央政府の通達を無視

しているか履行していないと不満を漏らした。1891年4月下旬にソールズベリがワルシャムへ伝えた、サンダーソン外務次官と中国公使館付書記マカートニー (Sir Halliday Macartney) との会談記録は、イギリス政府が明らかに当惑していることを示していた。マカートニーは4月16日に外務省を訪い、イギリス駐在中国公使薛福成が北京のイギリス公使の圧力に困惑していると述べ、さらに総理衙門は怠惰も忌避もなく暴動の鎮静化に対応し処理しているが、これ以上処刑を行うと興奮を静めるところか、かき立てることになると主張した。これに対してサンダーソン外務次官 (Sir Thomas Sanderson) は、イギリスの中国における利益はほかのどの国よりも大きく、中国人の間では、外国の活動や制度が中国に広がることを阻止するためのもっとも単純な方法は、大衆の暴動や暴力に訴えることである、と考える傾向が増えていることであり、それは外国人社会にも中国政府にもきわめて不幸なことであると応酬した。さらにサンダーソンは、フランス政府は宣教師の不満に決して好意的ではないが、フランスの極東における宗教上の影響力の保護には熱心である、と述べて中国政府による暴動鎮静化の努力の継続を強調した¹⁴。

北京からは、ワルシャムが地方当局のみならず中央政府に対する不信感を報告してきた。地方当局は多くの主犯の逃亡を見逃しており、中国政府も地方官吏も精神的に行動する気にはなっていない。揚子江地域においては、勅令はきわめて重要であるにもかかわらず、7月4日になっても、どこにも布告されていない。中国政府は怠慢な官僚を降格することもせず地方当局に責任を転嫁している。中央政府と地方当局はどこにおいても無関心を装っていて、外国公使団の強く非難するところとなっている。総理衙門もまた平和と秩序が回復されていないことを知っている。ワルシャムはこのように批判し、中国公使がソールズベリに与えた保証を受け入れないこと、そして中国政府がおそれ嫌うものは欧米列国の共同行動であることを強調した¹⁵。

このようなワルシャムによる共同行動の可能性に対して、1891年夏時点におけるイギリス外務省の見解は定まったものではなかった。実際、7月上旬にカーリー外務次官補 (Sir Philip Currie) のロンドン駐在中国公使薛福成に対する発言内容は、依然中国政府に期待するものであった。カーリーは中国公使に次の4つの課題の解決を求めている。①首謀者の懲罰 ②無能な官吏の降格 ③犠牲者への金銭的補償 ④再発防止。サンダーソン外務次官もまた次のように付け加えた。イギリス政府は当初楽観的であったが現在はそうでもなく、宜省暴動が発生した今となっては、中国政府の無能は明らかであると判断している。それゆえ、危険はまだ続いており、故に第4点の外国人の保護がもっとも必要なのである¹⁶。このようにイギリス政府は中国政府の対応に不信を募らせてはいるが、まだ中国政府の対応に期待するというものにとどまった。

このような中国への過度な干渉を避けようとするソールズベリ政府にとって、列国の過度な干渉計画は決して好ましいものではなかった。とはいえ、暴動が広域化しつつあ

る状況下では列国が共同歩調をとることも必要であった。8月の福州暴動に対してフランス政府はコルベット艦を派遣し、ドイツ公使は暴動の成り行きに悲観的であった。イタリア政府は軍艦の増援を決定し、フランス政府も事態を憂慮した¹⁷。このような展開において、ソールズベリはまだ慎重であった。その理由の一つと考えられるものは、薛公使が、中国政府は暴動の鎮静化に向けて積極的対策をとっている、と強調したことであった。公使が言うところでは、南京総督が怠慢な管理5名を弾劾し、無錫他にも首謀者をそれぞれ2名処刑されるなどの対応を示し、さらに無錫のイギリス人犠牲者に対して65,000ドルの償金の支払いを申し出ている¹⁸。ソールズベリはひとまず償金問題に対して英仏両国間の協調を求めるフランス政府の提案を受け入れた。フランス政府は中国地方当局が提示した償金額が十分ならば受け入れる方針を示唆しており、ソールズベリもフランスが賠償を受け入れるのならば、イギリス人被害者もそれを受け入れることに異議なしと考えていたからである¹⁹。もっとも、その賠償要求も中国政府の安定性に危険となるところまで押しつけるべきではなく、ドイツやイギリスが、中国の現王朝を転覆させる危険をほんのわずかでももたらすような措置をとっても、得られるものはなにもないとしたのである²⁰。

このように中国政府の安定を重視するソールズベリの態度は、欧米列国が中国政府に対してとりうる共同行動の範囲においても反映されていた。ドイツ政府に伝えられたところによれば、北京駐在の列国代表たちは、軍艦を上海、広東、揚子江流域に常駐させ、中国にこの措置に要する対価を支払わせること、そしてもし効果がなければ軍艦をさらに増援することを勧告していた²¹。しかし、その際には、列国は中国において主導的地位を持っているイギリス政府の態度を重視することとし、イタリア首相ルディーニ (Marquis di Rudini) もイギリス政府の行動に期待を表明していた。しかし、列国が自国民の保護のために必要な措置をとることにでもなれば、中国と開戦する事態に発展することも考えられた。この不安はドイツ政府も共有していた。ペテルブルク駐在大使代理のハワード (Henry Howard) は、中国は常に侵略する側ではなく、侵略される側にあると述べ²²、ドイツ外相マルシャル (Baron von Marshall) はロシアの態度を不安視し、もしロシアが拒否すれば協調は台無しとなる、さらに清仏戦争の結果に不満を抱くフランスがこの機会を利用して懲罰的行動に出るかもしれないと語り、中国政府を弱体化させるような政策に懸念を表明した。ヨーロッパの利益が中国の崩壊をもたらすことで改善できるのかどうか疑問視したのである²³。ソールズベリもまたロシアの膨張を危惧していた。ソールズベリはロンドン駐在大使ハッツフェルト (Baron Paul von Hatzfeldt) に対して、ロシア政府がこの機会をとらえて北方の省に影響力を拡大するであろうと述べ、それゆえ、イギリス政府の望むことは、フランスの要求を満たすような実際的な方法を採用することであり、ドイツ政府が望んでいる列国の慎重な協調案に同意した。ソールズベリは、列国が中国に対してどんな措置をとるにせよ、中国の現王朝を覆す極度の危

険が伴うことを念頭に置くべきであることを強調したのである²⁴。

このようなイギリス政府の見解を反映してか、列国公使団が中国政府へ提出した議定書も、列国の武力干渉の可能性を示唆しつつも、ひとまず、中国政府が暴動鎮圧に責任をもって対処すべき点を強調していた。1891年9月9日にベルギー、フランス、ドイツ、イギリス、イタリア、日本、ロシア、スペイン、アメリカ公使が中国の現状に関して達した結論、すなわち中国政府へ提出することになった共同議定書の要旨は以下のようなものである。

1891年5月以降の外国人的生命資産に対する暴動と攻撃は揚子江流域の各地に起こり、それはキリスト教やキリスト教徒に対する下級階層の根深い敵意の結果と言うよりも、知識階級による排外的・反キリスト教とのメンバーによって扇動された組織的流れの結果である。…… 中国政府は扇動的な張り紙や冊子類の出版を阻止できないと宣言した。さらに中国政府の措置は列国の圧力下において行われたのみであり、不完全に実行されたにすぎない。中国政府はこれらの問題に対処する意志を示していない。

こうした状況において、締約国は中国政府の保証を信用することはできない。そして揚子江流域の港湾における外国人社会の安全は外国の軍艦の存在する限りにおいてのみ確保されると考える。議定書調印国は、中国にその義務を適切に自覚させる最善かつ確実な方法は、条約国が揚子江港湾に軍艦を駐留させることであると考え。そして中国政府に対し、これらの艦船は、必要時に外国人やその資産に対する攻撃を武力で撃退するよう命じられている、とする共同宣言を出すことであると考えている。

もしそのような手段が不幸にも非効果的であると判明しても、締約国は中国水域に軍艦を駐留させる以外に現状の困難を解決する方法を見いだすことはできない。勧告された措置は明らかに重大なものであるし、ある程度脅迫の意味合いを持っている。しかし、外国人居留地以外にも帝国のあらゆる地域に何百もの宣教師が地歩を占め、彼らは軍艦の防衛範囲外にあることも忘れてはならない。彼らの安全は、中国政府に責任があると思うと思うまいと、そこにかかっているのである²⁵。

このようにして、1891年秋までのイギリス政府の対応としては、中国政府の権威を失墜させることは、イギリスの利益を損なうという判断が存在し、強力な軍事干渉計画は、東アジアにおける十分な海軍力の欠如と中国政府の不安定性を高めるという判断によって排除された。そしてイギリス政府が唯一とりうる対応としては、中国政府の力に期待する以外になく、列国との協調も重視されたが、列国が強力な軍事干渉に乗り出すことは好ましくないとされた。そこにはまだ暴動は革命ではなく、反キリスト教運動拡大にすぎないという判断があったのである。

3. 暴動鎮静化をめぐる英中両政府の駆け引き

ところで反宣教師暴動はその後も衰えることなく、揚子江流域を東から西へと拡大し、大運河沿いでは北から南へと向かう傾向を示した。この間のイギリス政府の基本的姿勢は、暴動を鎮静化することは中国政府の責任であるとみなし、その前提に立って外国人の生命資産の保護と補償及び暴動首謀者の処罰を要求するものであった。これに対する総理衙門の弁明によれば、中国政府は列国の要求に誠実に対応しており、具体的には外国人宣教師に対する暴行の禁止と暴動扇動者の処分を伝える皇帝の布告の掲示しているので、償金支払いの責任は現地当局にあるとしていた。しかし、列国外交団の不満は、地方官吏が中央政府の方針に従わず怠慢を続け、それどころか排外感情を煽る張り紙や小冊子等印刷物の氾濫を黙認していることに集中した。これに加えて地方当局による償金支払いの拒否のケースも相次いだ。宜省領事ガードナーは、1891年11月に漢口で開催された領事会議の結果、湖南における反キリスト教的な印刷物の流布について 総督に抗議文を出すことになったが、印刷物を調べるほど、排外感情は比較的少数の学者と高位官僚の作り上げたものだと言えたと確信できると述べた。彼らは外国人に危害をあたえることに熱心であり、中国の知識人の多数は扇動者に共鳴している。しかし、ガードナーは、かれらはそれを実行できる確信を持たないがゆえに中国当局が鎮圧する勇気を持つと黙って従う、と報告し、地方当局の無責任振りと中央政府への不服従的な態度を批判した²⁶。ワルシャムもまた、湖南の印刷物流布について、一官吏が自らを犯人と名乗り出ているのに、まだ湖南当局は処罰しないまま許容していると批判し、総理衙門に対して、そのような地方の不服従的な態度が最悪の結果を生んだのであると指摘した²⁷。ちなみに反キリスト教的印刷物は、イエスを豚とみなし、その悪魔の豚を崇拜するキリスト教徒の挿絵を添えていた。中国ではキリスト教は天主教と呼ばれたが、主 [zhǔ] が猪 [zhū] (豚) と音が似ていることから、天猪教と揶揄されるようになったと言われる。

このようなイギリス外交官らの中国政府の全国統治能力に対する不信の増大に、対照的な意見を述べたのがロバート＝ハート (Sir Robert Hart) である。中国における危機が広がる中、ソールズベリは現場のより正確な判断を必要としてハートにも意見を求めたが、ハートの認識はいささか楽観的なものであった。ハートはソールズベリの依頼に応じて1891年8月初旬、意見書を提出し、宣教師に対する攻撃と清朝に対する革命運動との関係はないと判断し、彼の所見を開陳した。以下にその要旨を記しておく。

中国政府が無力かどうかに関して、あるいは外国人保護を行っているかどうかについて、中国にいる我々はその安全をどんな目に見える政府の予防策よりも、現地の住民の優れた気質に依存している。政府は地方の狂乱をむしり取ることも予測することも、その萌芽期から対策することはできない。

概して中国の官僚は外国人保護を特定の点においては、よく行っている。概して中国人は規律よく指導されている、それゆえ官僚は暴徒や反乱を見張るべきもの、あらかじめ予防措置をとっておくべきものとは考えていない、

外国人は中国政府の保護を中国人と分かち合うことが期待される。中国人100万につき我々は50人にすぎず、また宣教師が18省に散らばっていることを考えれば、政府がそれ以外の行動をすることは容易ではない。中国中央政府は、地方の感情を顧慮する習慣を持ち、その権威が無視される場合を除いて、すべての問題を委ねている。地方官吏は条約や外国人の権利などを知っていない²⁸。

人々は生来秩序正しく、法を守る、外国人も彼らとうまくつきあっている、こうした些末な暴動をのぞけば、我々は大いに快適にやっている。中央政府は確かに遅々とはしているが外国問題の重要性を学び取っている。もし、すべての地方官僚が条約の要点を教えられ、それが彼らのガイドの一部となることを配慮するような命令が与えられれば、外国人の地位はずっと改善されるだろう。最近皇帝の布告が公開されたが、よいことであり、これによって中央政府と地方官僚と中国人はどこでも外国問題をより十分に認識できるというものである²⁹。

以上のように、ハートは中国の反キリスト教運動に対しても、中国各地の政情についても楽観的であり、その後の中国各地の展開はハートの分析を疑問視させることとなる。しかしその一方、広大な中国にイギリス人が活動することにおいて、中国政府との協調および中国の安定に対する忍耐の必要さの重要さも指摘しており、その後のイギリスの中国政策の形成に一定の指針を与えることとなる。

このようなイギリスをはじめとする欧米列国の中国政府に対する要求の高まりに対して、中国政府が反発を試みる機会を与えた事件が2つあった。1つはイギリス商人メイソン (Mason) による武器密輸事件である。イギリス商人メイソンは香港からライフル銃ほかを上海へ密輸しようとして摘発された。中国政府はこの事件をして、排外暴動が中国人の秘密結社の扇動したもので、それにイギリス人が加担していると主張し、暴動の鎮静化に対する責任逃れをしようとした。9月24日、イギリス外務省を訪れたマカートニーは次のように主張した。「総理衙門は当初から、宣教師に対する暴動が秘密結社によるものだと見なしており、9月12日のメイソンの逮捕と上海税関による外国製ライフル35箱の押収によって、その関係が明らかになった。宣教師襲撃事件がまだ解決していないのに、外国人の秘密結社と共謀した行為は事態をより複雑にしている³⁰」

このような主張にもとづいて、総理衙門は、銃器密輸に関して上海裁判所がメイソンへ懲役9か月の判決を下したことに不満を表明した。薛福成はソールズベリに対して「中国政府は裁判の結果に失望し判決に公式に抗議する。犯罪の重大性に比して不釣り合い」であると主張した³¹。ソールズベリは中国政府の抗議を受け入れ、一度は香港の裁判所

において再審議を行い、メイソンに対してより重い罰を加える可能性を考慮した。「総領事館は1883年規定の爆発物砲でメイソンを告発しようとしているが、それはイギリスにおける犯罪に限定されている。…選択肢としては、1865年の枢密院勅令か爆発物に関する法律第4項で裁くかである。そのほうが罰はずっと重いからである³²」。しかし総領事ハンネン (Nicholas J. Hannen) は、中国政府はメイソンと哥老会とが結託して反宣教師暴動を起こしたと主張することによって、暴動の責任を相殺させようとしていると疑った。それ故彼はソールズベリに以下の主旨の書簡を送り、中国政府を懐柔するような方針に意見を述べている。

中国政府はメイソン事件を暴動の相殺に使おうとしている。暴動とメイソン裁判とは何ら関係はないが、彼らが試みていることは、拷問によってこの2つを結びつける何らかの証拠を得ることなのだ。しかし、そのような証拠を得ようとする措置は納得のいくものではない。このような状況では、その問題をさらに討議しても、満足のいく結果は生まれない。哥老会それ自体は有害ではない。結社として背信的意図を持っていない。その主目的は救済と相互扶助である。その多くのメンバーの中には悪い性格を持ったものもある。しかし結社そのものが反乱をかき立てたと信じる理由もない。中国政府の目的は、メイソンは哥老会と関係を持ち、陰謀的な目的を持ち、反乱の原因であると推定されるところである³³。

当地の外国人社会では、哥老会と呼ばれる結社に属するとして告発された人々に対する中国当局の行為に対して強い憤怒の感情が強まっている。告発され逮捕された人たちの正確な理由は知ることができないが、幾人かに関して、外国人社会は判断可能な基準にあるという。メイソンと共謀し中国政府に対する企てが申し立てられたとして逮捕された人たちがそうである。現地の新聞は全く陰謀の証拠はなく、企てはメイソン自身に始まり終わったという点で同じ結論だ。何度も囚人に対する拷問に言及がなされ、明らかに、私の思うには、かなり多数が自白や証拠を引き出すために吐き気を催させるような拷問にさらされている。そしてメイソンと共謀したと推定されて処罰される危険にある。メイソンを尋問することは私には不可能だが、メイソンは彼の使用人ほか巻き込まれている拷問のことは知っている³⁴。

このようなハンネンの疑問に対して、薛福成はメイソンに下された判決を不十分として、国外追放を必須の措置であるとみなし、哥老会と共謀して処刑された中国人の多くからみれば、メイソンが引き続き中国に存在することは列国との交際において混乱の元となる、とソールズベリに主張した³⁵。

これに対してハンネンは中国政府に対する陰謀は存在するはずもないので上海における9か月の投獄と国外追放で十分であると反論した。さらにソールズベリから意見を求

められた王立弁護士ウィルキンソン (H. S. Wilkinson) も中国政府の申し立てに対して異議を唱え、たとえ訴訟手続きを行ったとしても、現在手元にある証拠では成功する見込みはない、と主張した。結局、イギリス政府は中国政府の申し立てを却下した³⁶。

中国では、宣省領事ガードナーを中心とする各国領事たちは、中国政府の無策ぶりを批判しながらも、イギリスの砲艦不足に起因する宣教師保護の限界を痛感し、さらに宣教師の活動にも中国人の反感を買う要素があるとして、ソールズベリに宣教師の無制限な活動を制限する必要性を指摘した。ガードナーは以下のような問題が宣教師の側にあると批判した。①若い独身の男性および女性宣教師の中国内地における活動が、地方住民の誤解を招いている。②宣教師による地方の慣習の無視や批判がいさかいを招く。

ソールズベリは「領事の発言によく理解を示し、カンタベリ司教と相談後、それらの伝達が中国に代理人をおく宣教師団体に有益だと判断」した。そしてガードナーの意見を紹介することで、イギリス国内の各伝道団体への注意を喚起した。①ガードナーは、宣教師の運営する孤児院と学校は、中国地方当局の公開視察を受け、運営に関するばかげた噂の根拠がないことを示すべきだという。②聖書協会は注釈のないような聖書の翻訳物を配布することを控えるべきである。③中国人の偏見迷信を考慮して、建物の高さや形が決められなければならない。④宣教師は土着の非キリスト教徒とキリスト教徒の争いに介入を避けるべきである。異教徒の偏見迷信と戦う努力は穩便に判断力を持ってなされなければならない。⑤未婚の女性宣教師が未婚の男性宣教師の保護下にある場合、中国人の礼儀作法と相容れない³⁷。

ソールズベリの関係伝道団体に対するこのような通達は、あくまで注意喚起であり、活動の制限ではなかった。ウィールの指摘によれば、この時点におけるソールズベリの政策は、中国におけるイギリス人の活動の規制にまで踏み込むことを避けていた³⁸。もっともソールズベリは、中国政府への圧力を強化して、宣教師の安全を速やかに確保しようとしたわけでもない。というのは、ソールズベリは中国政府の全国統治力の限界とその苦境に対して、一定の理解を示していたからである。この点に関して同月下旬、総理衙門の苦境として、ワルシャムは以下のように報告している。

湖南総督は総理衙門に対して、主犯の処分は簡単であるが、彼の持つ影響力のために彼の逮捕処罰は非常に深刻な問題となるという。……湖南にはスペイン及びイタリアの宣教師が定住し、人々のある程度キリスト教に改宗している。しかし、これらの人々と一般人の間に一種の根深い敵対心も存在している。総理衙門は、人民の蜂起を引き起こす危険のある措置を性急にとるべきではないと言う総督の意見に同意する。そこで彼らの計画を熟成する為の時間が若干与えられるべきであるという。ワルシャムはそのような情報をイギリス政府に伝えるのはつらい義務だと言った。

総理衙門大臣たちの発言から知られることは、皇帝の命令を遂行するためになされた

ことはなにもないということである。総理衙門は問題を完全に最近の起源のもののように扱っている。……大臣たちは彼らが関係する筋と協議して行動計画をまとめ次第効果的に問題を処理するという。1年や半年の遅れではなく、ずっと短期間であるという。行動方針とはすべての印刷物、版木の除去、焼却廃棄、そして次に著者や印刷業者の特定、処罰である³⁹。

このワルシャムの報告を受けたソールズベリは「中国に猶予を認めるつもりであるが」と理解を示しつつも、「悪行が長期化して阻止されることがなければ、ますます対応が困難になる」と指摘し、「中国政府はそれらが招く深刻な責任を自覚し、もしすでに起きている遅れの結果新たな暴動が揚子江流域で起ころうとしていることを認識」することを求めた⁴⁰。ソールズベリの対応は、中国における暴動の拡大を憂えつつも、中国政府の瓦解を恐れて強硬な干渉を行うことも躊躇し、その反面、暴動の要因とみなされた宣教師の行動には注意を留めるというものであり、新たな政策を模索する段階に至るものではなかった。結局ソールズベリの外交は中国政府との友好関係を崩すことなく、中国政府の自助努力に期待するものであり、1860年代に形成された自己抑制的政策の枠内に留まるものであった。

4. ローズベリ政権と宣教師の活動制限

ところでイギリス国内では1892年8月、ソールズベリ保守党政権から自由党政権へと交代し、ローズベリ (Lord Rosebery) が外相に就任する。そしてそれに伴ってイギリス政府は、ソールズベリが慎重に開始した宣教師対策を強化することになった。この背景には、揚子江流域における反キリスト教暴動が鎮まることなく、イギリス海軍が各地域の領事による度重なる安易な出動要請に不満を募らせていたことがある。実際、中国艦隊司令官リチャーズ中将 (Sir Frederick Richards) は、揚子江流域に駐在する領事たちが軍艦の存在によってのみ平穏が保障されると考えていることに不満を漏らした。リチャーズは、海軍力が揚子江流域から撤退した直後に反宣教師暴動が起これば、きわめて不幸なことになると言い、内陸部の港湾部の領事館を保護することの困難は克服されたが、貿易業者や宣教師が進出している重慶までは、吃水線の浅い武装船が建造されない限り遡上できないとして、中国艦隊の行動範囲の限界を訴えた⁴¹。

北京からはワルシャムに代わったオーコナー公使 (Sir Nicholas O'Connor) が、宣教師の行動範囲を制限する必要性を強調した。オーコナーは、「宣教師が領事の助言を無視して混乱している地域へ入ったとしたならば、彼に責任がないといっても無駄である。私は、領事が地方当局では保護できないと確信している場合には、宣教師にパスポートを渡すことを拒否したほうが良い」と述べ、宣教師の行動範囲の制限策を具体的に提示した⁴²。

イギリスが中国でとりうる行動の限界を認識したローズベリは、宣教師の活動に一定の歯止めをかける必要性を認めた。もっともローズベリがその決断を下す際にカンタベリ大司教の意見を求めたことは、イングランド国教会が国内の諸教会に対して持つ、さらにイギリスの国政に与える影響力の大きさを無視できなかったことを物語っている。カンタベリ大司教は、「イギリスの保護に依存して生涯の救済支援を得ようとする宣教師が、当局の正当な保護の限界内に無い、また監督外にあるとする地域に進入ないし居住する事を主張してはいけないという必要性」に同意を与えた⁴³。この同意を受けたイギリス外務省は1893年3月、国内の各伝道協会に以下の回状を送付した。

ローズベリ外相は、人々が規則を守らず敵対的である地域に、宣教師が訪問したり居住したりすることを認めよと主張することがどの程度まで適切で賢明かどうかについては、イギリス政府とその官吏の判断にかかっていることを理解してくれるように望んでいる。イギリスの宣教師が条約港から遠く離れた中国内地で居住し説教を行う権利は、英中間のいかなる直接的な条約上の規定からも引き出すことはできないが、他国の臣民や市民に与えられた特権に基づいている。その恩恵にイギリスも最恵国待遇条項の特権に浴しているのにすぎない。このような理由により、宣教師の内地派遣にかかわる問題は、最善を尽くして主張されなければならない問題なのである⁴⁴。

イギリス国内の主要伝道団体はローズベリの依頼に応えた⁴⁵。そして無制限な宣教師の活動に制約を加えようとするローズベリの方針は、スウェーデン政府に対する態度にも反映された。1893年7月、湖南省においてスウェーデン人宣教師2名の殺害事件が発生すると、スウェーデン政府は事件に関係した地方当局官吏の罷免を要求することにイギリス政府の支援を求めた。ローズベリは速やかにスウェーデン政府へ支援声明を発したが、同時に山西省におけるスウェーデン人女性宣教師の活動を批判した。すなわちスウェーデン外交官の保護なしに女性を送り込むことは、「中国の他の地域における宣教師の影響力や立場を弱める傾向にある⁴⁶」ことをスウェーデン政府へ警告したのである。

このように、ソールズベリからローズベリへの交代に伴って宣教師政策に対する政策に変化が見られた。ソールズベリ外相時代においては、宣教師の活動と各地の暴動勃発の因果関係の調査段階といえ、宣教師の活動に対して注意を喚起するも制限までには至らなかった。これに対してローズベリ外相が宣教師の行動範囲を領事の保護可能な域内に留めたことは、イギリス外交官および海軍の中国における保護能力の限界を認識した結果であった。

5. 一部伝道団体による法外な賠償金要求とその波紋

ところでローズベリは、イギリス国内の各伝道協会に宣教師の行動に対する自粛を求めた代償として、襲撃された宣教師やその資産に対する損害賠償要求を極力満たすことに努力した。しかし、被害を受けた一部の宣教師たち及び彼らが所属していた伝道協会の要求の大きさは、暴動発生当初から中国政府に対して賠償の支払いを基本方針としていたイギリス外務省を時に呆れさせるほどのものであった。その第1の例が宣教師コックバーン (Reverend Cockburn) の償金要求である。コックバーンは1893年11月下旬の宜省における暴動において重傷を負った。そして中国当局に対して自身への償金として19,626テール (3800ポンド) 要求したばかりか、彼の使用人に対する償金として200テールを要求し、それ以外にも彼が所属していたスコットランド伝道教会 (Church of Scotland Foreign Mission) に対する償金として5731テールを要求した。これに対してスコットランド伝道協会も支持を表明した⁴⁷。外務省はこの要求を疑問視したが、結局これに応じてオーコナーを通して交渉を行った結果、中国政府は34,400テールの償金額を提示し、小切手による支払いがなされて落ち着いた。オーコナーはコックバーンの要求の法外さを率直に批判した。「コックバーンの要求の詳細を公表するだけで伝道団体を驚かせることになるであろう。さらに彼を支援したより多くの人々も驚かせるであろう⁴⁸」

吉林省で襲撃にあったグレッグが、その負傷に関して要求した償金の明細に対しても、外務省内で疑問が上がった。グレッグは怪我の治療のために帰国したが、彼の所属するアイルランド長老派教会および親族は彼の治療費、治療中のグレッグとその使用人への給与、さらに吉林省における宣教師施設の建設用地購入費を獲得するように再三外務省へ圧力を加えた。中国側では、吉林省総督が資金不足を理由に支払いを拒否したが、アイルランド長老派教会の圧力をうけたローズベリは「グレッグの健康に大きな影響が出て帰国を余儀なくされたことを考え……法務官も5000ドルでは不十分としている」として、賠償要求額を863ポンドに増額するようオーコナーへ指示した⁴⁹。オーコナーは総理衙門と交渉を行って支払いを認めさせた。

このように、概して中国政府はイギリス政府の要求通りに償金を支払い、暴動の首謀者らを処罰した。中国政府の全国統治能力については疑問視されたが、それでもイギリス政府が中国政府に暴動の処理の責任をゆだね、償金支払いを求めた背景には、上述のイギリスの中国政策上の理由に加え、ガードナーが指摘したように、中国政府は従順であるという見方⁵⁰が存在していた。イギリス政府は国内の伝道団体の時には不当ともいえる償金額の提示に疑問を感じながらも応じていった。しかし中国人の外国人に対する不信任は、そのような対策では除去することはできないままに終わったのである。

おわりに

このようにして、1894年春の日清戦争勃発までにはイギリスの宣教師対策の課題は明らかになっていった。宣教師の中国内地における居住と活動を無制限に認めれば、中国人の反発を強め、しいては英中両国間の衝突の可能性を高める危険性があった。イギリス政府が宣教師の安全を確保しようとするれば、中国における領事や領事館の拡充に加え、海軍力の増強が必要となったが、予算不足という制約があった。宣教師の活動を厳格に制限しようとするれば領事館の拡充が求められ、イギリス国内で伝道団体の反発を買う恐れがあった。このような理由により、イギリス政府の宣教師活動の抑制措置は遅れがちになり、その見返りとして、一部の伝道団体の非常識な償金支払い要求に応じたのである。このようにして宣教師の活動の拡大とそれに伴う中国の反キリスト教運動の激化は、イギリスが中国でとりうる力の限界を明らかにした。

イギリス政府は結局宣教師の活動を一部制約する決定をしたが、この問題に関するソールズベリとローズベリの対応の相違は、イギリスの中国政策の特徴のどの側面を重視したかの相違でもあった。ソールズベリの方針は、中国におけるイギリス人の活動に対して政府が干渉しないという、レッセフェールの側面を重視していた。これに対してローズベリの方針は、英中関係の円満な維持と中国政府の保全という側面を強調していた。ローズベリは、英中関係の調和を乱す一因が宣教師の活動であると判断したのである。しかし、両者の方針はいずれも19世紀中葉からイギリスが中国に対して採用してきた政策の枠内にあり、その意味では反宣教師暴動は、イギリスの中国政策に根本から修正を迫るものではなかったと言えよう。日清戦争の結果は中国の明らかな劣勢であり、イギリスの外交も戦争への対応に追われて宣教師問題は二次的なものとなった。しかし1895年以降、中国政府の弱体化は進み、その結果、より激しい暴動に宣教師は悩まされることになった。イギリスの宣教師の伝道をめぐる取り組みはより困難なものになっていくのである。

¹ 拙著『19世紀イギリス外交と東アジア』（彩流社、2012年）を参照。

² 中国における西洋の宣教師の活動に関する主要な研究として、英文では以下のものがある。Paul A. Varg, *Missionaries, Chinese, and Diplomats: The American Protestant Missionary Movement in China*, (Princeton University Press, 1958) ; Paul A Cohen, *China and Christianity: The Missionary Movement and the Growth of Chinese Antiforeignism, 1860-1870* (Harvard University Press, 1963); Paul A. Cohen, "Christian Missions and Their Impact to 1900," in John K. Fairbank ed., *The Cambridge History of China*, vol., 10, Part I, (Cambridge University Press, 1978) , pp. 543-590; Daniel H. Bays ed., *Christianity in China: From the Eighteenth Century to the Present* (Stanford University Press, 1996); Joseph Tse-Hei Lee, *The*

Bible and the Gun: Christianity in South China, 1860-1900 (Routledge, 2003); Rodney Stark and Xiuhua Wang, *A Star in the East: The Rise of Christianity in China* (Templeton Press, 2015) . 邦文では以下のものがある。佐藤公彦『清末のキリスト教と国際関係—太平天国から義和団・露清戦争・国民革命へ』(汲子書院、2010年)、中村聡『宣教師たちの東アジア—日本と中国の近代化とプロテスタント伝道書』(勉誠出版、2015年)、倉田明子「19世紀前中期のキリスト教伝道と中国の近代化」『キリスト教文化 (5)』2015年4月、16—28頁、渡辺祐子「清末民初の中国社会とキリスト教—1860年から1911年まで—」『キリスト教文化 (5)』2015年4月、29—41頁。

³ Edmund S. Wehrle, *Britain, China, and the Antimissionary Riots, 1891-1900*, (University of Minnesota Press, 1966) .

⁴ *Ibid.*, chapter 1.

⁵ Cohen, *op. cit.*, pp. 131-148.

⁶ FO405/52/1, Walsham to Salisbury, May 14, 1894; FO405/5/3, Gardner to Salisbury, June 6, 1891; FO405/5/5, Gardner to Salisbury, June 10, 1891.

⁷ FO405/52/12, Walsham to Salisbury, June 21, 1891.

⁸ FO405/52/58, Watters to Foreign Office, July 27, 1891.

⁹ FO405/52/82, Buchanan to Foreign Office, September 14, 1894.

¹⁰ FO405/52/85, MacFarland to Salisbury, September 15, 1891.

¹¹ FO405/52/22, Salisbury to Walsham, July 17, 1891.

¹² FO405/52/13, Salisbury to Walsham, June 22, 1891.

¹³ FO405/52/70, Admiralty to Foreign Office, September 5, 1891; FO405/5/89, Salisbury to Walsham, September 18, 1891.

¹⁴ FO405 /52/27, Salisbury to Walsham, July 22, 1891.

¹⁵ FO405/52/30, Walsham to Salisbury, July 27, 1891

¹⁶ FO405/52/ 108, Salisbury to Walsham, September 24, 1891

¹⁷ FO405/52/79, Consul Phillips to Foreign Office, August 5, 1891; FO405/5/90, Salisbury to Walsham, September 18, 1891.

¹⁸ FFO405/52/98, Salisbury to Walsham, September 21, 1891; FO405/52/101/, Salisbury to Walsham, September 22, 1891.

¹⁹ FO405/52/103, Salisbury to Egerton, September 22, 1891; FO405/52/131, Walsham to Salisbury, October 2, 1891; FO405/52/152, Salisbury to Walsham, October 15, 1891.

²⁰ FO405/52/160, Salisbury to Malet, October 20, 1891.

²¹ FO405/52/132, Salisbury to Walsham, October 2, 1891.

²² FO405/52/137, Howard to Salisbury, September 25, 1891.

²³ FO405/52/159, Malet to Salisbury, October 17, 1891.

- ²⁴ FO405/52/160, Salisbury to Malet, Oct 20, 1891
- ²⁵ FO405/52/166, Protocol signed at Peking, September 9, 1891.
- ²⁶ FO405/56/2, Gardner to Salisbury, November 17, 1891
- ²⁷ FO 405/56/24, Walsham to Salisbury, January 27, 1892.
- ²⁸ FO405/52/174, Walsham to FO, September 16, 1891, inclosure 1, Hart to Walsham, August 1, 1891.
- ²⁹ Ibid., inclosure 2, Hart to Walsham, Aug 3, 1891.
- ³⁰ FO405/52/ 112, FO to Colonial Office, September 25, 1891.
- ³¹ FO405/56/33, Sieh Ta-jen(薛復成) to Salisbury, February 11, 1892.
- ³² FO405/56/39, February 23, 1892.
- ³³ FO405/56/ 112, Consul General Hannen to Salisbury, April 6, 1892
- ³⁴ FO405/56/115, Hannen to Salisbury, April 7, 1892.
- ³⁵ FO405/56/116, Sieh Ta-jen to Salisbury, May 14, 1892.
- ³⁶ FO405/56/114, Hannen to Salisbury, April 8, 1892, inclosure, memorandum by H. S. Wilkinson, April 7, 1892.
- ³⁷ FO405/56/27*, Circular addressed to Missionary Societies, Feb 2, 1892.
- ³⁸ Wherle, op. cit., pp. 192-200.
- ³⁹ FO405/56/ 94, Minutes of Interview between Walsham and Tungli-yamen (総理衙門) February 22, 1892.
- ⁴⁰ FO405/56/106, Walsham to Salisbury, inclosure, March 17, 1892.
- ⁴¹ FO405/56/132, Admiralty to FO, June 25, 1892, inclosure 1, Richards to Admiralty, April 28, 1892.
- ⁴² FO405/58/10, O'Conor to Rosebery, December 11, 1892.
- ⁴³ FO405/58/23, Archbishop to Rosebery, March 15, 1893.
- ⁴⁴ FO405/58/25, Circular addressed to Missionary Societies, March 18, 1893.
- ⁴⁵ FO405/58/31, Church Missionary Society to Foreign Office, March 24, 1893; FO405/58/36, United Presbyterian Church to Foreign Office, March 29, 1893; FO405/58/44, British Foreign Bible Society to Foreign Office, April 4, 1893; FO405/58/48, China Inland Mission to Rosebery, April 6, 1893.
- ⁴⁶ FO404/59/3, Rosebery to St. John, January 8, 1894.
- ⁴⁷ FO405/58/16, Memorial from the Church of Scotland Foreign Missions Committee, February 9, 1893; FO405/58/27, O'Conor to Rosebery, January 13, 1893.
- ⁴⁸ FO405/58/63, O'Conor to Rosebery, April 1, 1893.
- ⁴⁹ FO405/57/56, Rosebery to Walsham, September 2, 1892.
- ⁵⁰ FO405/57/60, Gardner to Rosebery, August 20, 1892.

